

民生・経済常任委員会所管事務調査報告書

1 社会福祉に関する事項

(1) 高齢者世帯等の支援について

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図るべきである。また、社会情勢等の変化により、電気、灯油、食品など生活必需品の物価の上昇など高齢者世帯の生活困窮に対する支援を図るべきである。さらに、国や道の動向を鑑み、町独自の対策を追加又は創設するなど、手厚い対応を図るべきである。

(2) 高齢者の見守り体制の充実について

孤立化による孤独死などは地域社会を挙げて取り組む課題であり、町は地域住民が行う見守りなどの活動を積極的に支援すべきである。

(3) 障がい者が安心して生活できる地域社会の実現について

第7期遠軽町障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、障がい者及び障がい者世帯それぞれの状況に応じた各種支援を推進すべきである。

(4) 社会福祉事業者との連携について

社会福祉事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、さらに連携を密にするとともに事業者に対する支援を講じるべきである。

また、介護の担い手不足については喫緊の課題であることから、取り組みを強化すべきである。

2 介護保険に関する事項

介護保険制度について

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、事業の推進を図るべきである。特に認知症患者やその家族の生活を支えるため、医療・福祉等関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきである。

また、制度の対象とならない介護を必要とする者もいることから、制度拡充の要望及び地域の団体やボランティアが活動できる仕組みをつくるなど、地域にあった多様なニーズに応えられるよう、関係団体等と協議を進めるべきである。

3 保健衛生に関する事項

地域医療体制について

安心して暮らせるまちづくりを進める上で、医療の充実が最も重要であることから、継続して医師確保に努めるべきである。

また、安定した地域医療の提供や確保のため、国や道と連携し引き続き支援を行うべきである。

4 環境衛生に関する事項

(1) 生活排水対策について

生活排水処理基本計画の実施に当たっては、さらに計画内容の住民周知に努めるとともに、効果的な生活排水処理対策に取り組むべきである。

(2) 空家等対策の推進について

特定空家をはじめとする空家等の対策の推進に当たっては、遠軽町空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画に基づき、総合的に推進すべきである。

5 住民生活に関する事項

(1) 交通安全対策の推進について

道路交通網の整備・充実により交通量が増加及び変化していることから、交通事故防止に向け、カーブミラーや生活安全灯などの交通安全施設の整備、並びに交通安全指導員の安定的な確保を関係機関と連携し実施すべきである。

(2) 安全・安心のまちづくりについて

「遠軽町安全安心まちづくり条例」の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年・子どもの健全育成のための、見守り活動等に関する施策を積極的に講じるべきである。

6 子育て支援に関する事項

子育て環境については、遠軽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後も、きめ細やかな事業を実施していくべきである。

また、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない対応などを進めるため、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」を設置し、一体的な支援体制の強化を実施していくべきである。

7 農業及び林業に関する事項

(1) 農業について

国際情勢等の影響により、肥料、飼料、燃料等の価格が高騰し続けている中、農畜産業の振興と安定経営のために関係団体と連携するとともに、担い手対策や鳥獣被害対策も含め引き続き各種支援を講ずるべきである。

(2) 林業について

森林環境譲与税の活用を促進しながら良質な水環境保全など森林整備の強化を図り、林業生産の振興促進に努めるべきである。

町有林及び民有林の林産物にあつては、地元材の利用促進を図る「遠軽町地域材利用推進方針」に沿って推進すべきである。

8 商工業及び観光産業に関する事項

(1) 商工業について

関係団体と連携協議を継続し、商工業振興の推進を図るとともに、地場産品を活用した商品開発、企業の振興育成に努めるべきである。

また、新規起業支援を図るための政策を強く推進すべきである。

(2) 観光産業について

町の玄関口「遠軽 森のオホーツク」を中心に、日本最古の国宝である「白滝遺跡群出土品」を含む地域観光資源の特色を生かしたブランディングをし、国内外からの観光客入込増加と地域経済の活性化を図るべきである。

9 消費及び労政に関する事項

世界及び国内経済の変化に大きな影響を受けている事業所を守り地域経済の活性化を図るためにも、引き続き業種に応じた手厚い支援を講ずるとともに、労働力不足が問題となっていることから人材確保の施策を講ずるべきである。

10 道路及び河川に関する事項

(1) 道路について

道路改良、道路維持については、地域住民の意見を把握するとともに、併せて橋梁についても引き続き長寿命化計画に基づき推進すべきである。

除排雪については、優先度を考慮し主要道路、歩道及び交差点はできるだけ速やかに行い、事故防止に万全を期すべきである。

(2) 河川について

災害時における被害を最小限にとどめるために、日常的なパトロールや小河川の土砂及び流木等の処理を計画的に実施すべきである。

1 1 公営住宅及び建築に関する事項

住宅建設については、民間の住宅や集合住宅の需要及び空き家状況を勘案し、総合的に検討するとともに、既存の住宅の修繕・改修に当たっては、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき利用状況の推移をみながら執行すべきである。

1 2 都市計画に関する事項

都市計画マスタープランに基づき、関係機関と連携を図り計画を推進すべきである。

また、今後の見直しにあたっては、現在も含め10年、20年先の将来の「街のかたち」は如何に在るべきかを見据えて計画をすべきである。

1 3 公共下水道事業に関する事項

(1) 公共下水道の経営について

施設の適切な維持管理と環境整備に努め、計画的な財政運営、事業運営を進めるべきである。

(2) 下水道処理区域について

下水道処理区域内での効率性を高めるために、普及促進を推進すべきである。

また、未整備地区については、計画的な整備に取り組むべきである。

(3) 下水道処理区域外地域について

個別排水処理事業による整備促進を図るため、広報などを活用してさらに町民へ周知を図るべきである。

1 4 水道事業に関する事項

(1) 水道事業の経営について

「遠軽町水道ビジョン」に基づき、計画的な財政運営、事業運営を進めるべきである。

（２）施設管理について

水道施設の整備、水源周辺の保全については、引き続き適切かつ安定した水量と水質管理に留意し、管理運営をすべきである。